



平成 29 年 8 月 24 日
健 康 推 進 課

後期高齢者医療制度における 保険料の収納に誤りがありました

後期高齢者医療制度における保険料の収納事務において、特別徴収(年金天引き)がされていない事案が判明しました。

- 1 原 因 平成 29 年 6 月分・8 月分の特別徴収データを作成した際、データの一部分が正しく作成されず、特別徴収に反映されなかったため。
- 2 該 当 者 特別徴収の対象者で、平成 28 年 10 月 3 日から 12 月 2 日までの間に新たに加入した人(75 歳到達者や転入者など)
- 3 件数・金額 73 件 592,400 円
- 4 対 応 該当者に戸別訪問し、お詫びと内容の説明を行います。
今後は、正確なシステム処理を実施し、特別徴収データを複数人で確認するなどチェック体制を強化するとともに、全職員に注意喚起し、再発の防止に努めます。
- 5 そ の 他 該当者の年間保険料額について、このたびの誤りによる変更はありません。
詳しくは、別紙をご覧ください。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：健康推進課 後期高齢係 北見・長谷川
電話：0250-62-2510 (内線 2180)
mail：kokuhonenkin@city.agano.niigata.jp

■原因

後期高齢者医療制度における保険料は、新潟県後期高齢者医療広域連合で賦課決定され、そのデータを基に市が徴収事務を行っています。

特別徴収（年金天引き）の対象者については、市の後期高齢者事務支援システムで特別徴収データを作成し、新潟県国民健康保険団体連合会を經由して日本年金機構へ送付されます。（下表参照）

平成 29 年 6 月に特別徴収が開始となる平成 28 年 10 月 3 日から 12 月 2 日までの間に新たに加入した人（75 歳到達者や転入者など）の異動処理において、同システムでの処理が正確に行われず、その確認も十分でなかったため、特別徴収データの一部が作成されず、特別徴収に反映されませんでした。

■対応

該当者に戸別訪問し、お詫びと内容の説明を行います。

該当者の年間保険料額について、このたびの誤りによる変更はありません。特別徴収の場合、保険料額を年度途中で変更することができないため、6 月・8 月に特別徴収できなかった保険料は、口座振替または納付書による納付を該当者をお願いします。

今後の再発防止策としては、次のとおり行います。

- ・一連のデータ処理を行う際は、連携を図り、業務の中断を防ぎます。
- ・データ処理後のチェック体制強化を図ります。

（処理後のデータを紙ベースで出力し、担当者・係長でダブルチェックを行います）

- ・同システムのエラーチェック機能の追加を検討します。

■特別徴収の事務処理の流れ（×は今回の事案発生時）

対象者	年金機構 対象者抽出	年金機構→市 (対象者データ提供)	市→年金機構 (特別徴収 データ提供)	特別徴収 開始月
× 10/3～12/2 新規加入者	12 月	2 月 10 日まで	4 月 20 日まで※	6 月
○ 4/1 現在 65 歳以上で 年金額 18 万円以上	4 月	5 月 10 日まで	7 月 31 日まで	10 月

※特別徴収データの異動処理日（4/10）



※保険料額は 7 月に年間保険料額が決定。6 月・8 月の仮徴収した保険料額を差し引いて再計算し、10 月からの保険料額が確定します。（今回の場合、10 月、12 月、2 月の特別徴収は本来の保険料額で処理。特別徴収できなかった 6 月・8 月は口座振替または納付書による納付をお願いします）